

芸空の会 会則

2015年（平成27年）10月24日

芸空の会 会則

第一章 総則

第1条（名称）

本会の略称は、「芸空の会」とする。

本会の正式名称は、「武蔵野美術大学 校友会 芸空の会」とする。

以下、「芸空の会」を「本会」という。

第2条（目的）

本会は会員相互の親睦を図り、本会および、本会会員の創造的コミュニティーと相互研鑽に寄与するとともに、武蔵野美術大学との連携により校友会および大学の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するための事業を、規則1条において定めるものとする。

第二章 会員

第4条（会員の定義）

本会は次の会員を持って構成する。

1.正会員

武蔵野美術大学芸能デザイン学科及び空間演出デザイン学科を中心とした卒業生および在籍した者。該当する学部等は規則9条で定めるものとする。

2.名誉会員

本会に功労のあった者（教職員など）で、正会員が推薦し総会にて承認を得た者 ただし名誉会員は総会に参加はできるが議決権を有しない。

第5条（会員の権利）

会員は、本会全ての活動に出席・参加することができる。また、正会員は、本会の事業に対して意見を述べることができる。

第三章 役員

第6条（役員）

本会には次の役員を置く。

1.会長 1名

2.副会長 2名

第7条（役員任命）

1.会長は正会員の中から選出され、総会にて承認を得たうえで着任するものとする。

2.会長は副会長を選出し、総会の承認を得たうえで着任するものとする。

第 8 条（役員の職務）

1. 会長は本会を代表し、その業務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代行する。

第 9 条（事務局）

1. 本会の職務の執行のため事務局を設置する。
2. 事務局には事務局長・副事務局長を置き職務を統括する。

第 10 条（任期）

1. 役員(会長及び副会長)の任期は 2 年とする。ただし、再選は妨げないが最大で 6 年とする。
2. 事務局の任期も、役員同様 2 年とする。ただし、再選は妨げないが最大で 6 年とする。
3. 役員および事務局の任務交替に関しては、スムーズな引継ぎが行われるように、次期役員及び事務局との任期が最低 1 期（2 年）確保できるように留意する。

第 11 条（顧問）

本会に功勞のあった者で、正会員が推薦し総会にて承認を得た者を顧問とする。名誉会員が顧問になった場合には顧問役が優先され、名誉会員の役を解くものとする。

第四章 委員会

第 12 条（委員会）

本会には会長が認定する委員会を設置する。委員会の設置については規則 2 条において定める。

第五章 会議

第 13 条（会議の種類）

本会には次の会議を置く。

1. 総会
2. 委員会

第 14 条（会議の開催）

1. 総会は「定時総会」と「臨時総会」に分けられる。
2. 「定時総会」は 2 年に 1 回開催する。
3. 次の各号に該当する場合臨時総会を開催することができる。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 会員 10 名以上から招集の請求があったとき。
4. 委員会は次の各号に該当する場合開催することができる。

役員または委員が必要と認めて会長に開催を申請し、会長がそれを了解したとき。

第 15 条（会議の招集，定数，議長）

1. 総会の招集，成立定数，議長については次の各号の通りとする。
 - (1) 総会は会長が全会員に向けて，開催日 2 週間前までに招集を呼びかける。会員への周知方法については，規則 4 条 4 項においてこれを定める。
 - (2) 総会は役員および会員 10 名以上の出席により成立する。
 - (3) 総会の議長は総会において選任する。
2. 委員会の召集，成立定数，議長については次の各号の通りとする。
 - (1) 委員会は第 6 条に定める役員と第 11 条に定める委員会によって構成し，会長が招集する。会員への周知方法については，規則 4 条 3 項においてこれを定める。
 - (2) 委員会の議長は会長がこれにあたる。

第 16 条（会議の議決）

1. 総会の議決は次の各号の通りとする。
 - (1) 総会の決議は出席者数の過半数をもって決し，可否同数の時は議長の決とする。
 - (2) 総会では委任状により議決権を行使することができる。委任状については，規則 6 条 1 項においてこれを定める。
2. 委員会の議決は次の各号の通りとする。
 - (1) 委員会における議決は出席者数の過半数をもって決し，可否同数の時は議長の決とする。
 - (2) 委員会では委任状により議決権を行使することができる。委任状については，規則 6 条 1 項においてこれを定める。

第 17 条（会議の審議事項）

1. 総会では以下の事項を審議する。
 - (1) 事業計画の決定ならびに事業報告の承認
 - (2) 予算・決算の承認
 - (3) 会員から請求があり会長が認めた事項
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他特に会長が付議した事項
2. 委員会では以下の事項を審議する。
 - (1) 事業の企画立案，実施計画および運用に関すること
 - (2) 次期会長の選出・任命
 - (3) 次期副会長の承認
 - (4) 会長から提示された会則変更案
 - (5) 規則の変更
 - (6) 会長・副会長・委員が付議した事項

第 18 条（議事録）

1. 総会・委員会の議事については，議事録を作成しなければならない。
2. 議事録は副事務局長が作成し，出席した役員の確認を得るものとする。

第六章 会計

第 19 条（会計役）

会計処理執行内容は、規則 5 条においてこれを定める。

第 20 条（経費）

本会の経費は校友会本部助成金・寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第 21 条（予算および事業計画）

1. 本会の予算および事業計画は、会長が予算案および事業計画書を作成し、総会の承認を得るものとする。
2. 承認された予算および事業計画は、規則 4 条 4 項に定めた方法により会員に周知する。
3. 承認された予算および事業計画は、計画内容に基づき執行される。

第 22 条（決算および事業報告）

1. 本会の決算および事業報告は、会長が決算書および事業報告書等を作成し、総会の承認を得るものとする。
2. 承認された決算および事業報告は、規則 4 条 3 項および 4 項に定める方法により会員に周知する。

第 23 条（会計年度）

本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第七章 補則

第 24 条（辞任）

役員・委員はいつでも辞意を表明することができる。辞任の手続きその後の任命・委嘱については、規則 6 条においてこれを定める。

附 則

- ・ 本会則は総会決議後、平成 27 年 10 月 24 日より施行する。

芸空の会 規則

2015年（平成27年）10月24日

芸空の会 規則

「芸空の会」会則規約に基づき、本規則を制定する。

1 条 事業内容

1. 本会主催の行事の企画・運営
2. 会員の学術向上に係る事業
3. 会員に対する広報活動に係る事業
4. 武蔵野美術大学および武蔵野美術大学空間演出デザイン学科との相互協力に係る事業
5. その他本会の目的を達するために必要な事業

2 条 委員会及び会計役

1. 会長は必要に応じて委員会を設置することができるものとし、委員会は会長および副会長が任命する。
2. 本会には委員会（数名）及び会計役（数名）を配置する。
3. 委員会は、学部、短大、通信の別、および年代層、男女比のバランスをよく鑑みて構成するものとする。

3 条 重任条件

1. 役員は、会長から委員重任の要請を受けそれに合意した場合は、役員と兼務して委員会の職務にあたるものとする。

4 条 委員会の職務

1. 委員会の職務は、会員の学術向上及び交流に係る本会主催の行事の企画・運営実施その他を行う。
2. 企画実施に係る予算は、校友会本部助成金・寄付金および徴収する参加費その他の収入により構成する。
3. 委員会は会議の招集及び事業報告などの会員への通知を行う。
4. 総会の招集に係る告知や、事業報告などの通知・連絡は委員会の定める広報手法による。

5 条 会計役の職務

1. 会計役は、校友会本部助成金・寄付金およびその他の収入および経費を管理して、会則第六章会計 19 条から 23 条に定められた職務にあたる。
2. 本会主催の行事を行うにあたって徴収する参加費などの管理を行う。
3. 本会の予算案および決算書の作成にあたり会長を補佐する。
4. 本会が取引する全ての金融機関の口座は会計役の住所に置き、その管理にあたる。
5. 委員会の予算計画に基づいて適切な使用が図られるように管理する。

6 条 委任状

1. 総会への委任状は、事務局長宛の郵便書簡またはメールにより受け付ける。

7条 辞任および辞任後の任命・委嘱

1. 辞意を表明した役員は他の役員に辞表を提出し辞任することができる。
2. 辞意を表明した委員は、会長に辞表を提出し会長に認められた場合、委員を辞任することができる。
3. 会長が辞任した場合、その他の役員は速やかに新会長を正会員の中から選出し、総会の承認を得た上で着任する。
4. 会長以外の役員が辞任した場合、会長は速やかに新役員を選出し、委員会を開催して総会の承認を得た上で着任する。

8条 本規則の改正

本規則は役員2名の議決があったときに改正することができる。

9条 会員

会則4条で定める正会員は以下の学部等を卒業および在籍したものとする

武蔵野美術学校 本科 演劇映画美術科 (校本演)

武蔵野美術学校 本科 デザイン科 芸能デザイン専攻 (校本デ芸)

武蔵野美術大学 造形専攻科 芸能デザイン専攻 (大専芸)

武蔵野美術大学 造形学部 産業デザイン学科 芸能デザイン専攻 (学産芸)

武蔵野美術大学 造形学部 芸能デザイン学科 (学芸)

武蔵野美術大学 造形学部 空間演出デザイン学科 (学空)

武蔵野美術大学 造形学部 空間演出デザイン学科 空間演出デザイン専攻 (学空空)

武蔵野美術大学 造形学部 空間演出デザイン学科 ファッションデザイン専攻 (学空ファ)

武蔵野美術短期大学 美術科 芸能デザイン専攻 (短美芸)

武蔵野美術短期大学 デザイン美術科 芸能デザイン専攻 (短デ美芸)

武蔵野美術短期大学 デザイン科 芸能デザイン専攻 (短芸)

武蔵野美術短期大学 デザイン科 芸能デザイン専攻 芸能デザインコース (短デ芸)

武蔵野美術短期大学 デザイン科 芸能デザイン専攻 アパレルデザインコース (短芸アパ)

武蔵野美術短期大学 デザイン科 空間演出デザイン専攻 空間演出デザインコース (短デ空)

武蔵野美術短期大学 デザイン科 空間演出デザイン専攻 アパレルデザインコース (短空アパ)

武蔵野美術短期大学 通信教育部 デザイン美術科 芸能デザイン専攻 (通デ美芸)

武蔵野美術短期大学 通信教育部 デザイン科 芸能デザイン専攻 (通デ芸)

武蔵野美術大学 短期大学部 デザイン科 空間演出デザイン専攻 (短デ空)

武蔵野美術大学 短期大学部 デザイン科 空間演出デザイン専攻 シニックコース (短デ空シ)

武蔵野美術大学 短期大学部 デザイン科 空間演出デザイン専攻 ディスプレイコース (短デ空デ)

武蔵野美術大学 短期大学部 デザイン科 空間演出デザイン専攻 アパレルコース (短デ空ア)

武蔵野美術大学 短期大学部 通信教育部 デザイン科 ディスプレイコース (通デティ)

武蔵野美術短期大学 通信教育課程 工業工芸デザイン学科 スペースデザインコース

附 則

- ・ 本会則は総会決議後、平成 27 年 10 月 24 日より施行する。

参 考

本会設立の沿革

「芸空の会」は、短大が改組転換で収束となった 2000 年 5 月に田中栄作主任教授（当時）の呼掛けにより発足した「短芸短空会」を母体に芸能デザイン及び空間演出デザイン学科の全卒業生を包括する校友会支部組織として 2002 年に組織変更し現在に至る。

2000 年（平成 12 年）「短芸短空会」発足（会長：川口直次、副会長：椎名純子）

2002 年（平成 14 年）「芸空の会」発足（初代会長：大熊俊隆、事務局長：馬口千明）

2014 年（平成 26 年）「芸空の会」組織変更（会長：官浪辰夫、事務局長：大坂久敏）

2015 年（平成 27 年）芸空の会 会則 10 月 24 日改訂